

令和 4 年 2 月 3 日
 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
 「国民年金保険料収納事業」（日本年金機構）の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>日本年金機構（以下「機構」という。）が実施している国民年金保険料の収納業務のうち国民年金保険料の滞納者（強制徴収対象者を除く。）に対する納付督促業務、免除等申請勧奨等を実施するものであり、以下の①から④の業務を包括的に実施している。</p> <p>① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務 ② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務 ③ 事業報告書等の作成・報告業務 ④ 月例打ち合わせ会議等の対応</p>
実施期間	<p>令和 2 年 10 月～令和 5 年 4 月（2 年 7 か月間）</p> <p>第 1 期 令和 2 年 10 月～令和 3 年 4 月 第 2 期 令和 3 年 5 月～令和 4 年 4 月 第 3 期 令和 4 年 5 月～令和 5 年 4 月</p>
対象箇所	<p>対象事務所：304 年金事務所 対象地区：17 地区 ※ 1 地区（8 年金事務所）については不調となり、令和 3 年 2 月に改めて入札を実施し、令和 3 年 5 月より事業開始。</p>
受託事業者	<p>アイヴィジット・東洋紙業共同企業体 株式会社バックスグループ</p>
入札の状況	<p>全国を 18 地区に分け入札を実施し、7 地区が複数応札、10 地区が 1 者応札となった。1 地区については 2 者から応札があったものの、いずれも予定価格を超過しており、再入札を辞退したことから不落となった。</p> <p>※ 不落となった 1 地区（8 年金事務所）は、実施要項の規定に基づいた前回受託業者との期間延長の協議も不調となったため、令和 3 年 2 月に改めて実施した一般競争入札（2 者応札）により決定した落札者が、令和 3 年 5 月より事業を実施している。</p>
事業の目的	<p>本事業は、国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の未納者に対する納付の勧奨（保険料の免除、納付猶予及び学生納付特例制度の申請手続の勧奨を含む。）及び請求等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用して国民年金保険料の収納の向上を図ることを目的としている。</p>
選定の経緯	<p>機構の国民年金保険料収納事業に係る業務委託については、機構の前身である社会保険庁において平成 17 年 10 月から 5 か所の社会保険事務所（現年金事務所）を対象に「モデル事業」として実施され、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）」の規定に基づき、現在、令和 2 年開始事業（第 2 期目）を実施しているところである。</p> <p>※ 公共サービス改革法第 33 条（国民年金法の特例）に基づいた事業である。</p>

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保及び経費削減効果に課題が認められ、改善が必要である。

2 検討

(1) 評価方法について

令和2年度開始事業において、機構から提出された下記の期間における実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

実施要項において本事業の質の確保及び向上を図るため、事業の達成目標としての水準（以下「達成目標」という。）が各対象期間において設定されており、確保されるべき質の確保状況として、「達成目標」を対象とし評価する。

事 項	内 容																																																															
確保されるべき質の確保状況	<p>各年金事務所との一層の連携・強化を図るために、達成目標の指標として、年金事務所ごとに督促納付率を設定している。</p> <p>【達成目標の達成状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現年度</th> <th>過年度1年目</th> <th>過年度2年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未達成</td> <td>達成</td> <td>達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>目標納付率の達成状況は、下記のとおり現年度については未達成であるものの例年と同水準を確保しており、過年度1年目及び過年度2年目については達成している。</p> <p>【達成目標に対する達成率の比較（全国区合計）】※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【令和2年度開始事業】 第1期分（R2.10～R3.4）</th> <th>現年度</th> <th>過年度1年目</th> <th>過年度2年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">304事務所</td> <td>実績</td> <td>5.01%</td> <td>2.10%</td> <td>0.98%</td> </tr> <tr> <td>達成目標</td> <td>5.46%</td> <td>1.88%</td> <td>0.66%</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>91.83%</td> <td>111.86%</td> <td>148.57%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(前回事業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【平成30年度開始事業】 第2期分（R1.5～R2.4）</th> <th>現年度</th> <th>過年度1年目</th> <th>過年度2年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">196事務所</td> <td>実績</td> <td>20.82%</td> <td>12.44%</td> <td>7.49%</td> </tr> <tr> <td>達成目標</td> <td>22.33%</td> <td>11.76%</td> <td>10.61%</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>93.24%</td> <td>105.81%</td> <td>70.56%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【平成29年度開始事業】 第3期分（R1.5～R2.4）</th> <th>現年度</th> <th>過年度1年目</th> <th>過年度2年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">116事務所</td> <td>実績</td> <td>7.83%</td> <td>3.67%</td> <td>2.03%</td> </tr> <tr> <td>達成目標</td> <td>8.34%</td> <td>4.42%</td> <td>2.59%</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>93.86%</td> <td>83.09%</td> <td>78.63%</td> </tr> </tbody> </table>				現年度	過年度1年目	過年度2年目	未達成	達成	達成	【令和2年度開始事業】 第1期分（R2.10～R3.4）		現年度	過年度1年目	過年度2年目	304事務所	実績	5.01%	2.10%	0.98%	達成目標	5.46%	1.88%	0.66%	達成率	91.83%	111.86%	148.57%	【平成30年度開始事業】 第2期分（R1.5～R2.4）		現年度	過年度1年目	過年度2年目	196事務所	実績	20.82%	12.44%	7.49%	達成目標	22.33%	11.76%	10.61%	達成率	93.24%	105.81%	70.56%	【平成29年度開始事業】 第3期分（R1.5～R2.4）		現年度	過年度1年目	過年度2年目	116事務所	実績	7.83%	3.67%	2.03%	達成目標	8.34%	4.42%	2.59%	達成率	93.86%	83.09%	78.63%
現年度	過年度1年目	過年度2年目																																																														
未達成	達成	達成																																																														
【令和2年度開始事業】 第1期分（R2.10～R3.4）		現年度	過年度1年目	過年度2年目																																																												
304事務所	実績	5.01%	2.10%	0.98%																																																												
	達成目標	5.46%	1.88%	0.66%																																																												
	達成率	91.83%	111.86%	148.57%																																																												
【平成30年度開始事業】 第2期分（R1.5～R2.4）		現年度	過年度1年目	過年度2年目																																																												
196事務所	実績	20.82%	12.44%	7.49%																																																												
	達成目標	22.33%	11.76%	10.61%																																																												
	達成率	93.24%	105.81%	70.56%																																																												
【平成29年度開始事業】 第3期分（R1.5～R2.4）		現年度	過年度1年目	過年度2年目																																																												
116事務所	実績	7.83%	3.67%	2.03%																																																												
	達成目標	8.34%	4.42%	2.59%																																																												
	達成率	93.86%	83.09%	78.63%																																																												

	※ 事業者の実績をより正確に反映させるため、今回事業より事業者が本人等と接触した事蹟のある日、又は事業者が文書を送付した日のいずれか以降、翌月末日までに納付に至った納付月数を実績の対象とすることとしたため、前回事業とは実績の計上方法が異なる点に留意する必要がある。
民間事業者からの改善提案	特になし

(3) 実施経費（税抜）

令和2年度開始事業第1期における実施経費については、前回事業経費と比較して約1.9%増加している。実施経費が増加している要因は、令和2年4月に施行された短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律により受託事業者の業務従事者の賃金単価が上昇したものと考えられる。

前回事業実施経費 (平成29年度開始事業第3期分+平成30年度開始事業第2期分)	2,582,602,113円 (単月 368,943,159円)
実施経費 (令和2年度開始事業第1期分)	2,632,731,500円 (単月 376,104,500円)
増減額	50,129,387円増額 (単月 7,161,341円増額)
増減率	1.94%増

【実施状況の検討】

滞納者1人当たりの督促回数に関して、戸別訪問業務は、令和2年2月から令和3年4月までの間（本調査期間がすべて含まれる。）、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、原則中止していた。

文書督促による滞納者1人当たりの督促回数は、今回事業（0.94回）が前回事業（平成30年度開始事業0.66回、平成29年度開始事業0.62回）を上回っている。

電話督促の督促回数は、今回事業（2.13回）が前回事業（平成30年度開始事業2.47回、平成29年度開始事業2.32回）を下回っているものの、電話督促による滞納者1人当たりの獲得月数は、今回事業（0.87月）が前回事業（平成30年度開始事業0.82月、平成29年度開始事業0.76月）を上回っており、効率的に実施されていると評価できる。

納付月数1月獲得に要した費用の比較については、今回事業（974.5円）が前回事業（平成30年度開始事業858.3円、平成29年度開始事業796.5円）を上回っている。機構によれば、その要因は、業務従事者の賃金単価等の上昇等が考えられるとしている。

(4) 評価のまとめ

確保されるべき質の達成目標について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う戸別訪問業務の中止など様々な制約がある中、現年度は未達成となったものの例年と同水準を確保し、過年度はそれぞれ達成していることは、評価することができる。

一方、実施経費が増加している点、また、本事業の受託事業者の決定に当たって18地区のうち10地区において1者応札となった点について、課題が認められた。

(5) 今後の方針

以上のとおり、経費削減効果及び競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な結果が得られたと評価することは困難である。

そのため、次期事業においては、両課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、新規事業者の参入を促進し、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減、国民年金保険料納付率の向上を図っていく必要があるものと考えられる。

令和 4 年 1 月 26 日

国民年金保険料収納事業の実績報告 (令和 2 年度開始事業)

1. 事業概要

(1) 委託業務内容

日本年金機構（以下「機構」という。）が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の滞納者（強制徴収対象者を除く。）に対する納付督促業務、免除等申請勧奨業務等を委託するものである。

令和 2 年度開始事業は 17 地区（304 年金事務所）において、次の①から④の業務を包括的に実施している。

- ① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務
- ② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務
- ③ 事業報告書等の作成・報告業務
- ④ 月例打合せ会議等の対応

(2) 委託期間

第 1 期：令和 2 年 10 月～令和 3 年 4 月（7 か月）

第 2 期：令和 3 年 5 月～令和 4 年 4 月（12 か月）

第 3 期：令和 4 年 5 月～令和 5 年 4 月（12 か月）

※ 本報告は、令和 2 年度開始事業第 1 期の実績報告である。

(3) 受託事業者

アイヴィジット・東洋紙業共同企業体
株式会社バックスグループ

※ 地区ごとの受託事業者は別添 1 を参照。

(4) 受託事業者決定までの経緯

令和 2 年度開始事業については、国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、全国を 18 地区に分けて入札を実施している。

入札にあたっては、入札参加者（3 者）から応札を希望する地区ごとに提出された提案書を国民年金保険料収納事業に係る提案書評価委員会に諮り、必須項目審査において評価基準を満たしていた 3 者に対し、加点項目審査を実施したうえで技術評価点を付与した。

また、入札価格については、令和 2 年 7 月 16 日及び同月 17 日に行った入札において、17 地区（304 年金事務所）については予定価格の範囲であった入札参加者に対して価格評価点を算出し、地区ごとに総合評価を行った結果、総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計点）

の最も高い者をそれぞれ落札者としている。

なお、不調により落札者が決定しなかった 1 地区（8 年金事務所）については、実施要項において契約期間を最長で 6 か月間延長することができる規定となっていることから、協議を行ったが、延長には至らなかった。

※ 落札者が決定しなかった 1 地区（8 年金事務所）については、改めて入札を実施し、上記と同様の方法により総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計点）の最も高い者を落札者としている。

2. 実施経費の状況

(1) 実施経費の比較

今回の事業と前回の事業における実施経費を比較すると、前回の事業が約 25.8 億円（単月で換算すると約 3.7 億円）であったのに対し、今回の事業は約 26.3 億円（単月で換算すると約 3.8 億円）となっている。

増加要因は、令和 2 年 4 月に施行された短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律により受託事業者の業務従事者の賃金単価が上昇したことによるものと考えられる。

※ 1 比較対象期間は 3 (2) と同様。

※ 2 単月換算は、実施経費を 7 か月（10 月～翌年 4 月）で除して算出。

事業／単月換算（比較対象期間）	実施経費（税込）
令和 2 年度開始事業第 1 期分 [A]	2,632,731,500 円
単月換算（令和 2 年 10 月～令和 3 年 4 月） [B]	376,104,500 円
平成 29 年度開始事業第 3 期分 [C] + 平成 30 年度開始事業第 2 期分	2,582,602,113 円
単月換算（令和元年 10 月～令和 2 年 4 月） [D]	368,943,159 円
実施経費の差額（A－C）	50,129,387 円
単月換算の差額（B－D）	7,161,341 円

(2) 増減額措置の状況

達成目標の達成を促進するために、受託事業者に対して達成目標の達成状況等に応じた増減額措置を講じており、実績に基づく増減額措置は次のとおりとなっている。

令和2年度開始事業 第1期分	令和2年10月～令和3年4月		
	期別委託費(税込) 〔A〕	増減措置額(税込) 〔B〕	増減措置後の額(税込) 〔A+B〕
	2,632,731,500円	155,676,769円	2,788,408,269円

※ 地区ごとの増減額措置の状況は別添2を参照。

(3) 増減額措置の考え方

① 達成目標

(ア) 増額の場合

- ・ 達成目標 110%まで
各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.05%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。
- ・ 達成目標 110%超過から 120%まで
各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。
- ・ 達成目標が 120%を超過した場合
各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。

なお、超過した割合が 0.1%未満の場合は、切り下げる。

また、増額は各年金事務所別基本額の 25%を限度とする。

(イ) 減額の場合

- ・ 達成目標が 95%以上 100%未満
各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。
- ・ 達成目標が 80%以上 95%未満
各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.05%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。
- ・ 達成目標が 80%未満
各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

なお、未達成割合が 0.1%未満の場合は、切り上げる。

また、減額は各年金事務所別基本額の 25%を限度とする。

(ウ) 天災地変を理由とした達成目標の設定見直し

台風、地震などの天災地変により機構が受託事業者に対して納付督促業務及び免除等申請手続の勧奨業務を中止するよう求めたものについては達成目標の設定を見直している。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、前回の事業とは違い、今回の事業では開始前から影響下にあったため、受託事業者に対してその影響を踏まえた督促計画を設定するよう指示をしていたことから、見直しの対象としていない。

② 口座振替等の勧奨業務に関する措置

口座振替（クレジットカード納付）獲得件数について、獲得目標を上回った場合は、各年金事務所別基本額の 5%の額を増額し、獲得目標を下回った場合は、各事務所別基本額の 3.5%の額を減額する。

③ 戸別訪問による電話番号整備に係る成功報酬

滞納者情報に電話番号情報が収録されていない者について、電話番号が判明した件数 1 件につき、100 円（税抜）を支払う。

④ 事故・事務処理誤りによる減額

受託事業者による事故・事務処理誤りを発生させた場合に、影響のあった対象者を管轄する年金事務所の基本額について、最大 5%の額を減額する。

3. 確保されるべき事業の質の達成状況

(1) 達成目標の達成状況

年金事務所との一層の連携・強化を図るために、達成目標の指標として、年金事務所ごとに督励納付率を設定している。

達成目標の達成状況を見ると、現年度については未達成となっているものの、例年の達成率と同水準を確保している。一方で過年度1年目及び過年度2年目については達成している。

[達成目標に対する達成率の比較 (全地区合計)]

令和2年度開始事業第1期分 (令和2年10月～令和3年4月)		現年度	過年度1年目	過年度2年目
304 事務所	実績	5.01%	2.10%	0.98%
	達成目標	5.46%	1.88%	0.66%
	達成率	91.83%	111.86%	148.57%

平成30年度開始事業第2期分 (令和元年5月～令和2年4月)		現年度	過年度1年目	過年度2年目
196 事務所	実績	20.82%	12.44%	7.49%
	達成目標	22.33%	11.76%	10.61%
	達成率	93.24%	105.81%	70.56%

平成29年度開始事業第3期分 (令和元年5月～令和2年4月)		現年度	過年度1年目	過年度2年目
116 事務所	実績	7.83%	3.67%	2.03%
	達成目標	8.34%	4.42%	2.59%
	達成率	93.86%	83.09%	78.63%

※ 地区ごとの達成目標の達成状況は別添3を参照。

〔達成目標の算出方法〕

※ 下線部分が前回の事業からの変更点

現年度	
令和2年度開始 事業第1期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督励月数 (現年度)}}{\text{納付対象月数} - \text{納付期限内納付月数} - \text{強制徴収による収納月数}}$
平成30年度開始 事業第2期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{納付期限後納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数} - \text{納付期限内納付月数}}$
平成29年度開始 事業第3期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{納付期限後納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数}}$

過年度1年目	
令和2年度開始 事業第1期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督励月数 (過年度1年目)}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度末現年度納付月数} - \text{強制徴収による収納月数}}$
平成30年度開始事業 第2期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{当年度納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度末現年度納付月数}}$
平成29年度開始事業 第3期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{当年度納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数}}$

過年度2年目	
令和2年度開始 事業第1期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督励月数 (過年度2年目)}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度過年度1年目納付月数} - \text{強制徴収による収納月数}}$
平成30年度開始 事業第2期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{当年度納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度過年度1年目納付月数}}$
平成29年度開始 事業第3期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{当年度納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数}}$

〔用語の定義〕

	用語	定義
1	事業者督促月数	事業者が電話又は戸別訪問により本人等と接触した事蹟のある日又は事業者が文書を送付した日のいずれか以降、翌月末日までに納付された月数
2	納付対象月数	納付すべき月数のうち、免除された月数を除いた月数
3	納付期限内納付月数	納付期限までに納付された月数
4	納付期限後納付月数	納付期限を超過して納付された月数
5	強制徴収による収納月数	強制徴収対象者より納付された月数
6	特別催告状の効果による収納月数	特別催告状を送付してから一定期間内のうちに納付された月数
7	前年度末現年度納付月数	前年度末時点における現年度分として納付された月数
8	前年度過年度 1 年目納付月数	前年度末時点における過年度 1 年目分として納付された月数

(2) 実績報告についての調査

① 調査方法

実施要項に基づき、前回の事業と今回の事業を比較の上、次の(ア)～(ウ)の項目について、調査を行っている。

- (ア) 滞納者 1 人当たりの督促回数の比較
- (イ) 滞納者 1 人当たりの納付月数の比較
- (ウ) 納付月数 1 月獲得に要した費用

〔前回の事業と今回の事業の比較対象期間〕

令和元年度												令和2年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
平成29年度開始事業第3期 平成30年度開始事業第2期												平成29年度開始事業第4期 平成30年度開始事業第3期				令和2年度開始事業第1期								
前回事業 (比較対象)												今回事業												

② 調査結果

(ア) 滞納者 1 人当たりの督促回数の比較

令和2年2月～令和3年4月までの間、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、戸別訪問業務を原則中止したため、その督促分については電話督促又は文書督促の回数を増加することでカバーしている。

その結果、前回の事業と今回の事業を比較すると、滞納者 1 人当たりの文書督促回数は、前回の事業に比べ、今回の事業では 0.94 回 (0.13 回) と上回っている。

上段：比較対象期間（7か月）の督促回数
下段：1か月あたりの督促回数

事業／比較対象期間	電話督促	訪問督促	文書督促	合計
令和2年度開始事業第1期分 (令和2年10月～令和3年4月)	2.13回 (0.30回)	—	0.94回 (0.13回)	3.06回 (0.44回)
平成30年度開始事業第2期分 (令和元年10月～令和2年4月)	2.47回 (0.35回)	0.38回 (0.05回)	0.66回 (0.09回)	3.51回 (0.50回)
平成29年度開始事業第3期分 (令和元年10月～令和2年4月)	2.32回 (0.33回)	0.35回 (0.05回)	0.62回 (0.09回)	3.28回 (0.47回)

(イ) 滞納者 1 人当たりの納付月数の比較

上記 (ア) と同様に戸別訪問業務を原則中止したため、今回の事業では電話督促による納付月数を比較している。

その結果、前回の事業と今回の事業を比較すると、電話督促により接触できた滞納者 1 人当たりの納付月数は、前回の事業に比べ、今回の事業では 0.87 月と上回っている。

事業／比較対象期間	納付月数
令和 2 年度開始事業第 1 期分 (令和 2 年 10 月～令和 3 年 4 月)	0.87 月
平成 30 年度開始事業第 2 期分 (令和元年 10 月～令和 2 年 4 月)	0.82 月
平成 29 年度開始事業第 3 期分 (令和元年 10 月～令和 2 年 4 月)	0.76 月

(ウ) 納付月数 1 月獲得に要した費用の比較

今回の事業と前回の事業を比較すると、納付月数 1 月獲得に要した費用は、前回の事業に比べ、今回の事業では 974.5 円と上回っている。

なお、この要因は、上記 2 (1) のとおり賃金単価の上昇等により経費が増加したためと考えられる。

事業／比較対象期間	費用
令和 2 年度開始事業第 1 期分 (令和 2 年 10 月～令和 3 年 4 月)	974.5 円
平成 30 年度開始事業第 2 期分 (令和元年 10 月～令和 2 年 4 月)	858.3 円
平成 29 年度開始事業第 3 期分 (令和元年 10 月～令和 2 年 4 月)	796.5 円

4. 評価のまとめ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、戸別訪問業務を中止するなど様々な制約がある中で、達成目標は現年度については未達成となっているものの、例年の達成率と同水準を確保するとともに、過年度 1 年目及び過年度 2 年目については達成していることから、概ね良好に事業が実施されているものと評価することができる。

令和 5 年度開始事業 (令和 5 年 5 月～令和 8 年 4 月予定) の次期調達にあたっては、新規事業者の参入により、これまで以上に競争性が高まり、督促品質の向上と適正価格が実現できる環境の整備について検討を進める。